

国立大学法人長崎大学と長崎県市町村行政振興協議会との 包括的連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学と長崎県市町村行政振興協議会（以下「両者」という。）は、相互の連携により、地域社会及び教育研究の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が包括的な連携のもと、地域及び大学の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）地域振興の推進に関すること
- （2）教育研究の推進に関すること
- （3）市町職員及び学生等の人材育成に関すること
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（官学連携協議会）

第3条 前条の連携・協力事項を円滑に進めるため、両者で構成する官学連携協議会を設置する。

2 官学連携協議会の構成、運営等に関する事項は、両者が協議の上、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

（疑義への対応）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上解決を図るものとする。

両者は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成27年10月7日

国立大学法人長崎大学 学長

片 峰 茂



長崎県市町村行政振興協議会 会長

一瀬 政 太

